

令和7年度
青い森県産材利用推進計画

令和7年9月 青森県

I 計画策定の趣旨

県産材利用による森林資源の循環、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現といった社会的意義や、木材利用に伴う心理面、身体面及び意匠面への効果について、広く県民の関心を集め理解を醸成するため、県が率先して木造化・木質化に取り組むことが必要であることから、県の公共建築物等における木材利用の取組や県産材利用の目標を計画として策定し、ひいては市町村、民間事業者、県民に対し県産材の利用促進を図るものです。

II 計画の位置付け

この計画は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年10月施行）」に基づく国の基本方針に即して定める県プランの具体的取組計画として位置付けます。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
(通称：都市（まち）の木造化推進法) 令和3年10月施行

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年）」の改正
- 法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大。



建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（国方針） 令和3年10月策定

- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待



青い森県産材利用推進プラン（県プラン） 平成23年9月施行、令和5年1月改定

- 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標
- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（対象を耐火構造が求められていない低層建築物から、建築物一般に拡充）



青い森県産材利用推進計画 令和7年度：9月策定

県産材による木造化・木質化の実現に向けた具体的な取組に関する計画

青い森県産材利用推進会議で進行管理

Ⅲ 基本的事項

1 計画の期間

本計画は単年度計画とし、毎年度策定します。

2 計画の対象範囲

整備計画のある県の公共建築物等。

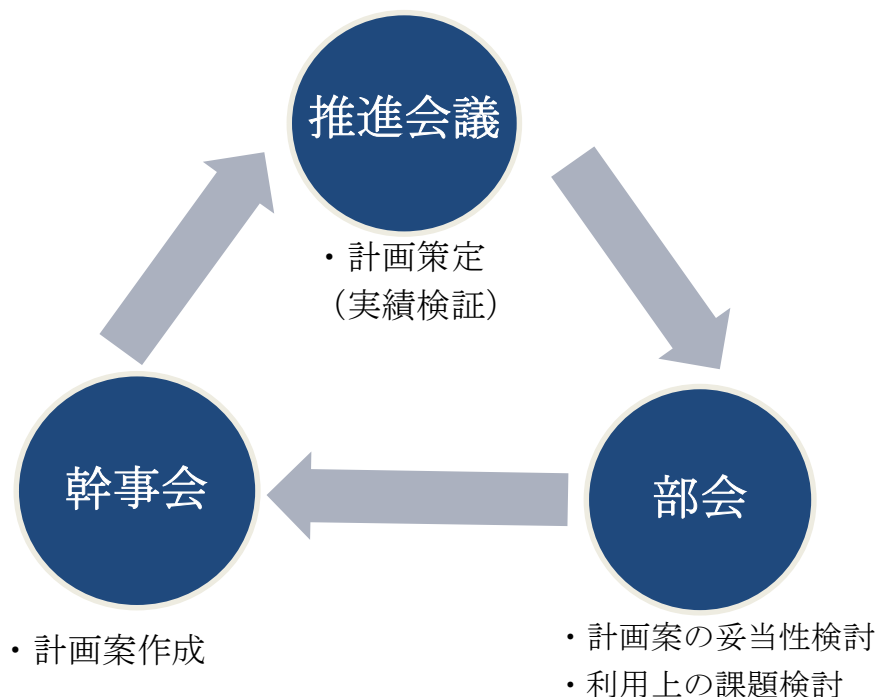
3 計画の進管理

- (1) 青い森県産材利用推進会議設置要綱に基づき開催する庁内連絡会議「青い森県産材利用**推進会議**」において、計画を審議、策定するほか、毎年度の実績について検証します。
- (2) **幹事会**において、整備が予定されている施設の木造化・木質化の取組及び県産材利用の実績について取りまとめ、計画案を作成します。
- (3) **部会**において、各施設の利用計画の妥当性や実績に対する利用上の課題について、コスト面、技術面、材料調達面から検討し、幹事会に報告します。

【年間スケジュール】

- ・ 6 月 各部局の前年度実績及び年度計画の取りまとめ
(県産材利用促進ネットワークによる調査)
- ・ 8 月 部会開催（必要に応じて随時開催）
- ・ 9 月 幹事会開催
- ・ 10 月 推進会議開催

【進管理図】



IV 県産材利用の取組方針

県産材の利用を推進するため、公共建築物等を所管する課・室において、基本構想や将来計画等で施設整備の方針・方向性を検討する段階から、下記のとおり取り組みます。

1 非木造から木造への転換

これまで鉄筋コンクリート造（RC 造）や鉄骨造（S 造）で建てられていた施設の木造化を図り、耐火規制や施設の目的等から木造化が困難な場合は、部分的な木造化を図る。

2 県産材利用の標準化

木造化にあたっては、県内で入手できない部材を除き県産材の利用を標準とする。

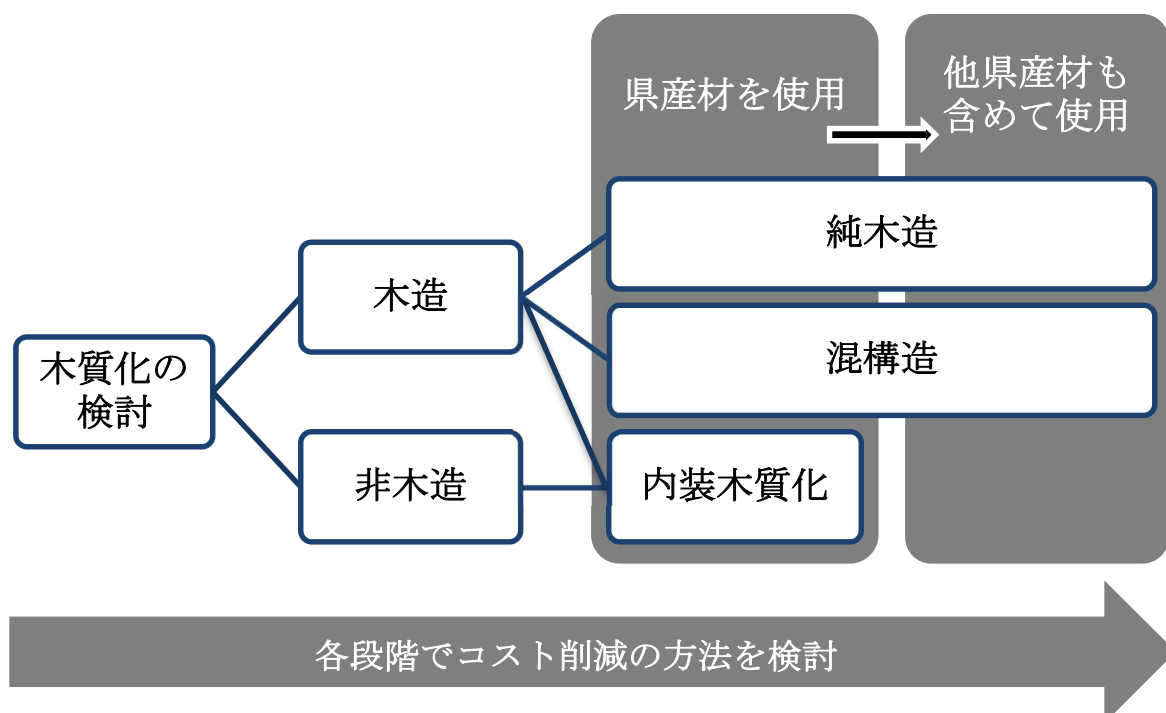
3 内装等の木質化

直接又は間接的に県民の目に触れる機会が多い部分を中心に、県産材による内装、什器等の木質化を図る。

4 ライフサイクルコストの適正化

木造化・木質化に伴う建設コストから維持管理及び解体・廃棄等のコストまで、設計上の工夫や効率的な木材調達等による適正化を図るとともに、県産材の利用による付加価値等も考慮する。

【取組フロー図】



V 県産材利用のサポート体制整備方針

計画的な木材調達の仕組みづくりや設計・施工に関する情報提供など、県産材利用に取り組みやすい体制を整備します。

(1) 製品情報の提供

県産材で供給可能な製材品の樹種、性能、寸法等についての木材リストを作成するなど、必要な情報を整理し、提供する。

(2) 県産材供給の円滑化

製材工場間の水平連携や素材生産業者との垂直連携による地域製材ネットワークの構築など、供給の円滑化を推進する。

(3) 品質向上への支援

県内の製材工場等に対し、製材品の J A S 認証取得や加工技術の向上、製品開発に対する支援・助言を行い、製材品の品質向上や強度性能の明確化を進める。

(4) 新技術の情報提供

関係者に対し、国や試験研究機関による調査・研究成果や、木質耐火部材などの新製品、新技術に関する情報提供を行う。

VI 取組目標及び達成状況の公表

県産材使用の目標、達成状況の取りまとめと公表の方法は以下のとおりとします。

1 目標

(1) 県産材による原則木造化

法令等の規定による制限があるものを除き、原則県産材による木造化を行い、県内で調達できない材料がある場合は他県産材を含む木造化を行う。

低層施設※については、特に木造化を推進すべき施設とする。

〔※ 3階建て以下（高さ16m以下かつ延床面積3,000㎡以下）の庁舎、2階建て以下（高さ16m以下かつ延床面積3,000㎡以下）の学校、社会教育施設等〕

(2) 県産材による内装等の木質化

高層・低層にかかわらず、県民の目に触れる機会が多い部分を中心に、県産材による内装等の木質化を行う。

2 達成状況の取りまとめ及び公表

毎年度の目標達成状況と県産材活用事例をホームページで公表します。

(1) 木造化率

$$\textcircled{1} \quad \text{木造化率}^{\ast} (\%) = \frac{\text{当年度に新築、増改築した施設のうち木造化した棟数}}{\text{当年度に新築、増改築した施設の棟数}}$$

※ 法令等の制限がある施設を除き、県産材が一部でも使われていれば実績とする。

② 低層施設に限定した木造化率

(2) 木質化率

$$\text{木質化率} (\%) = \frac{\text{当年度に新築、増改築した施設のうち木質化した棟数}}{\text{当年度に新築、増改築した施設の棟数}}$$

(3) 県産材使用材積の総量（参考）

(4) 県産材使用施設の事例紹介

<用語の定義>

○「公共建築物等」とは、県の庁舎その他県有建築物、県営住宅、学校、職員公舎、貸付建物等、公営企業が運営する病院、地方独立行政法人が管理する試験研究施設・学校施設等をいう。

○「建築物」は新築若しくは増改築によるものをいい、小規模なトイレ、四阿等を含む。

○「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

○「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

なお、屋外に面する部分での利用は維持管理の費用負担増が予想されるため、本計画では、原則として建物内での使用を検討することとする。

○「県産材」とは、県内で伐採された原木を材料とし、原則として県内で加工された製材品をいう。